

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 6年 8月 26日

申請者 氏名又は名称 株式会社堂浦土木
 住所 奈良県磯城郡田原本町宮古345
 代表者氏名 代表取締役堂浦隆敬
 電話番号 0744-32-6559
 FAX番号 0744-32-3624
 メールアドレス douura-k@ace.ocn.ne.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 5 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長	✓	24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 6年 8月 26日

届出者

氏名又は名称 株式会社堂浦土木
住 所 奈良県磯城郡田原本町宮古345
代表者氏名 代表取締役 堂浦隆敬



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	株式会社堂浦土木		
住 所	〒636-0302 奈良県磯城郡田原本町宮古345		
フリガナ 代表者の氏名	代表取締役 堂浦隆敬		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
・代表者 ・役員	代表取締役堂浦克友	代表取締役堂浦隆敬 代表取締役堂浦隆敬 取締役堂浦佑奨 取締役堂浦佳代	

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 6年 8月 26日

申請者

氏名又は名称	株式会社堂浦土木
住 所	奈良県磯城郡田原本町345
代表者氏名	代表取締役堂浦隆敬

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良県磯城郡田原本町大字宮古345番地
株式会社堂浦土木

会社法人等番号	1500-01-011239		
商号	株式会社堂浦土木		
本店	奈良県磯城郡田原本町大字宮古345番地		
公告をする方法	官報に掲載してする		
会社成立の年月日	平成5年10月1日		
目的	1、土木建築請負及び設計、施工 2、管工事業 3、上記に付帯する一切の事業		
発行可能株式総数	1600株		
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 600株		
資本金の額	金3000万円		
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには、株主総会の承認を受けなければならない。 平成30年10月11日変更 平成30年10月11日登記		
役員に関する事項	取締役	堂浦隆敬	平成30年10月11日重任
			平成30年10月11日登記
	取締役	堂浦隆敬	令和5年9月30日重任
			令和5年10月4日登記
	取締役	堂浦佑奨	平成30年10月11日重任
			平成30年10月11日登記
	取締役	堂浦佑奨	令和5年9月30日重任
			令和5年10月4日登記

奈良県磯城郡田原本町大字宮古345番地
株式会社堂浦土木

	取締役	堂浦佳代	平成30年10月11日就任
			平成30年10月11日登記
	取締役	堂浦佳代	令和5年9月30日重任
			令和5年10月4日登記
	奈良県磯城郡田原本町大字宮古345番地 代表取締役	堂浦隆敬	平成30年10月11日就任
			平成30年10月11日登記
	奈良県磯城郡田原本町大字宮古345番地 代表取締役	堂浦隆敬	令和5年9月30日重任
			令和5年10月4日登記
登記記録に関する 事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成16年5月24日移記		



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和6年8月26日

奈良地方法務局中和支局

登記官

和田谷喜洋



定 款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社堂浦土木 と称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1、土木建築請負及び設計、施行
- 2、管工事業
- 3、上記に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を 奈良県磯城郡田原本町 に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告は、官報 に掲載してする。

第2章 株 式

(発行する株式の総数)

第 5 条 当社の発行する株式の総数は、1, 6 0 0 株とする。

(株券の不発行)

第 6 条 当社の株券は発行しない。

(株式の譲渡制限)

第 7 条 当社の株式を譲渡するには、株主総会の承認を受けなければならない。

(名義書換)

第 8 条 株式の取得により名義書換を請求するには、当社所定の書式による請求書に記名押印し、これに次の書面を添えて提出しなければならない。

- 1 譲渡以外の事由による株式の取得の場合には、その取得を証する書面

(質権の登録および信託財産の表示)

第 9 条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が記名押印して提出しなければならない。
その登録又は表示のまつ消についても同様とする。

第10条 削除

(手数料)

第11条 前2条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。



(株主名簿の閉鎖及び基準日)

第12条 当社は、営業年度末日の翌日から定時株主総会の終結の日まで株主名簿の記載の変更を停止する。
前項のほか、株主または質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、あらかじめ公告して一定期間株主名簿の記載の変更を停止し、又は準備日を定めることができる。

(株主の住所等の届出)

第13条 当社の株主及び録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき同様とする。

第3章 株主総会

(招 集)

第14条 当社の定時株主総会は、営業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(議 長)

第15条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

第4章 取締役・代表取締役・機関

(取締役の員数)

第17条 当社の取締役は10名以内とする。

(取締役の選任の方法)

第18条 当社の取締役は、株主総会において議決権のある発行済株式の総数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。
取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第19条 取締役の任期は、就任後5年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。
任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者または他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(役付取締役)

第20条 株主総会の決議により、取締役の中から、代表取締役1名を選任することができる。



必要に応じて、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。

(代表取締役)

第21条 社長は、当会社を代表し、会社の業務を統括する。

取締役の決議をもって、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。

(報酬)

第22条 取締役の報酬は、それぞれ株主総会の決議をもって定める。

(会社の機関)

第23条 当会社は、取締役会、監査役その他会社法326条2項に定める機関を設置しない。

第5章 計 算

(営業年度)

第24条 当会社の営業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの年1期とする。

(利益配当)

第25条 利益配当金は、毎営業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は質権者に対して配当する。

利益配当金はその支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

上記は当会社の現行定款である。

令和 6 年 3 月 1 日

奈良県磯城郡田原本町大字宮古345番地

株式会社 堂 浦 土 木

代表取締役 堂 浦 隆 敬



この定款の写しは原本と相違ないことを証明する

令和6年8月26日

奈良県磯城郡田原本町宮古345

株式会社堂浦土木

代表取締役堂浦隆敬

